

普通預金

(平成25年1月4日現在)

1. 商品名	●普通預金
2. 販売対象	●法人および個人の方
3. 期間	●特に期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	●随時に預け入れできます。 ●1円以上 ●1円単位
5. 払戻方法	●随時払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	●変動金利（毎日の店頭表示の利率を適用します） ●毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ●毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. 利子課税	●個人の場合は分離課税20.315%（国税15.315%、地方税5%） ●マル優の取扱いができます。
8. 手数料	●キャッシュカードによる支払いの場合には、カード規定に定める手数料を徴求することがあります。
9. 中途解約時の取扱い	_____
10. 満期日以後の利息	_____
11. 金利情報の入手方法	●金利は店頭の営業店表示システムにて表示しています。
12. 付加できる特約事項	●個人の場合は総合口座による当座貸越ができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または「たましん相談室」（9時～17時、電話：0120-06-1351）までお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 岡山弁護士会（電話：086-223-4401）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「たましん相談室」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から岡山弁護士会または上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

玉島信用金庫

14. その他	<ul style="list-style-type: none">● 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができません。● 預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)
---------	--